

須坂市手話言語条例（素案）に対するご意見をお寄せください。

須坂市では、手話が言語であるという認識が、広く市民に理解され普及することで、障がいのあるなしにかかわらず、共に支えあい、いきいきと暮らせる地域社会を目指すため、須坂市手話言語条例を策定しています。

この条例では、手話言語及びろう者に対する理解と、手話言語の普及に関し、基本理念、市の責務並びに市民と事業者の責務などについて定めます。

須坂市手話言語条例(素案)に対し、下記のとおり意見募集を行いますので、ご提案・ご意見をお寄せください。

1 募集内容

須坂市手話言語条例の素案に対するご意見・ご提案

2 意見を求める対象

市内に住所を有する方

市内に勤務する方

市内に在学する方

市内に事務所または事業所を有する方

3 募集期間

2025 年 12 月 12 日（金）から 2026 年 1 月 19(月)

4 閲覧場所

福祉課（本庁舎 1 階）

市情報コーナー（本庁舎 2 階）

須坂市福祉会館

生涯学習センター

各地域公民館

市ホームページ

5 提出方法

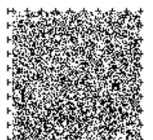
(1) 持参 福祉課（本庁舎 1 階）へ

(2) 郵送による提出

〒382-8511 須坂市福祉課（住所記載不要）宛てに郵送してください。

(3) ファクシミリによる提出

須坂市福祉課へ送信してください。 FAX 番号 026-248-7208



(4) 電子メール s-fukushi@city.suzaka.nagano.jp

(5) 電子申請による提出

ながの電子申請サービス「須坂市手話言語条例素案に対する意見・提案」から
提出

ながの電子申請サービス



6 ご意見等記入上の注意

「住所」「氏名（または団体名）」「電話番号」を記載してください。

また、差し支えのない範囲で、「年齢」を記載してください。

7 意見等の公表

提出いただいたご意見等につきましては、個々に回答はいたしません、市の考
え方等を付して、須坂市ホームページなどで公表いたします。（住所、氏名等の個
人情報は公表いたしません）

8 個人情報の取り扱い

ご記入いただいた個人情報については、本意見募集の目的以外には一切使用いた
しません。

9 お問い合わせ

須坂市健康福祉部 福祉課 障がい福祉係

電話：026-214-7019（係専用） ファクシミリ：026-248-7208

Eメール：s-fukushi@city.suzaka.nagano.jp

